

自殺の現状及び自殺予防の取組

■自殺(自死)は誰にでも起こりうる社会的な問題

「令和3年版自殺対策白書」(厚生労働省)によると、令和2(2020)年の自殺者数は全国で21,081人、前年より912人増加しています。特に女性や児童生徒の自殺の増加が目立っています。

(1)新型コロナウイルスによる影響

働く女性の自殺が増加しており、その背景には、働く女性の半数以上が非正規雇用で、雇止めやシフト減等の労働環境の悪化が自殺者の増加につながる要因の一つだと考えられています。

また児童生徒の自殺も令和2(2020)年度は499人と、前年度より140人増加しています。その背景には休校による親子関係の不和や、進路の悩み、学業不振、友だちとの不和など、心が不安定になっていることが要因だと考えられています。

(2)インターネットによる誹謗中傷

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネット上でいいじめなどインターネットを悪用した他人への中傷や侮辱、差別的な書き込み、プライバシーの侵害等の人権侵害につながる情報が流れています。最近では、SNS等の誹謗中傷により自殺に追い込まれる状況が生まれるなど、社会問題化しており、インターネットにおける誹謗中傷にかかわる発信者情報の開示に関する法改正等も進められています。

(3)私たちができること

新型コロナウイルスの影響やSNS等の私たちに身近なコミュニケーションツールが、自殺の原因や動機となってしまうように、いつ誰が死にたい気持ちを抱く状況になっても不思議ではありません。

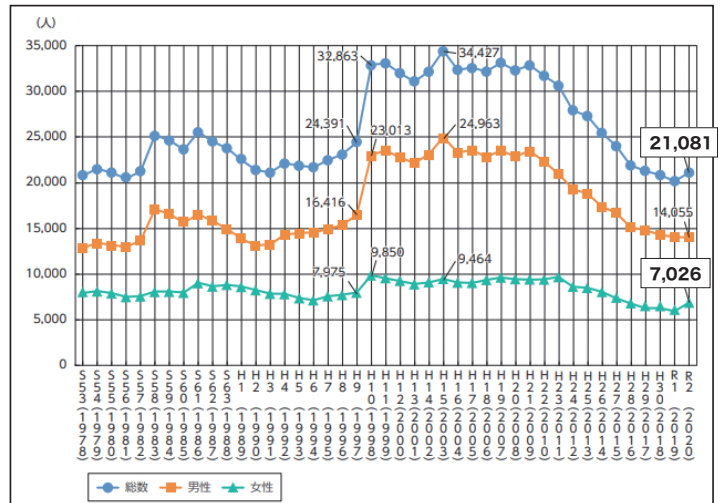
もし家族や友人等周りにいる人たちの様子がいつもと少し違ったり、普段より落ち込んでいたりするような変化を感じたときには、勇気を出して声をかけてみたり、相談機関や医療機関等の専門家に相談するように促すなどしましょう。私たちの行動で救える命があるということをまずは知ること、そして行動につなげていくことで自殺予防につながっていくのではないのでしょうか。

■日本における自殺対策の取組

平成10(1998)年以降、自殺者数が毎年3万人を超える状況を受け、平成18(2006)年に「自殺対策基本法」が制定されました。また、政府が推進すべき自殺対策の指針として平成29(2017)年7月に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

そして、自殺対策基本法に基づき、毎年9月10日から16日を「自殺予防週間」、毎年3月を「自殺対策強化月間」と定めて、国、地方公共団体、関係団体等が連携して「いのちを支える自殺対策」という理念で啓発活動を推進しています。

■自殺者数の推移



出典：厚生労働省HP「自殺対策について」より抜粋

令和3年度 自殺予防週間

心配する気持ちを、ただ伝える。それだけでいい。声をかけてみる。

自殺予防週間(9月10日～16日)の取組について紹介しています。 まちまちなか 総務

0570-064-556

0120-279-338

03-3868-3811

0120-279-226

050-3655-0279

9月10日～9月16日は自殺予防週間です。

出典：厚生労働省HP「令和3年度の広報の取組について(自殺対策)」より抜粋